

ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務 公募型プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

観光客が旅前に旅程を作成する際、家庭用プリンターでの地図印刷が容易となるよう、また、旅中にスマートフォンで閲覧しやすくなるよう、当ビューローが作成する観光ガイドマップの版面を、既存のA2版サイズからA3版に変更することで、既存のガイドマップ「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）」の利便性を高める。

本業務は、上の目的を達成するため、紙面レイアウトやグラフィックなどデザイン力とノウハウを有する民間事業者に委託することが効果的であることから、業務の委託に当たって、あらかじめ事業者を特定するため、提案力や実施体制等を総合的に審査する公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務内容

(1) 業務名

ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 業務内容

別紙「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務基本仕様書」のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 契約担当

〒730-0011 広島市中区基町5番44号（広島商工会議所ビル6階）

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー

魅力創造部 誘客・受入担当

TEL:082-554-1812 FAX:082-554-1815

E-mail : creativetourism@hiroshima-navi.or.jp

3 参加資格

参加者は、次に掲げる用件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04

「広報・宣伝」に登録されている者であること。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取り消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げるものないこと。
 - ア 後記7の審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主催し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属するもの
- (6) 広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

4 公募型プロポーザル参加申し込み

- (1) 申込期間
公示日から令和8年1月13日（火）までの閉所日を除く毎日。午前9時から午後5時45分まで。
- (2) 提出場所
前記2(5)と同じ。
- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記2(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。
- (4) 参加資格確認結果の通知
令和8年1月14日（水）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付及び回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 公示日から令和8年1月19日（月）までの閉所日を除く毎日。
午前9時から午後5時45分まで。
 - イ 受付場所 前記2(5)と同じ。
 - ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メールにより提出すること。
E-mail : creativetourism@hiroshima-navi.or.jp
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより、質問者に直接回答するとともに、前記2(5)において、令和8年1月20日（火）までの閉所日を除く毎日、午前9時から午後5時45分までに閲覧に供するとともに、公益財団法人広島観光コンベンションビューローホームページに掲載する。

6 企画提案書提出期限及び提出場所等

- (1) 提出期限
令和8年1月20日（火）午後5時45分まで

- (2) 提出場所
前記 2 (5)に同じ。
- (3) 提出書類
「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要領」による

7 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
別紙「審査基準」のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
 - ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。
ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 受託候補者特定基準の合計得点（100点満点）が、公益財団法人広島観光コンベンションビューローの求める最低水準（6割）に達していない場合は受託候補者としない。また、合計得点が60点以上であっても、2業務体制（10点満点）、3類似事業等に関する業務実績（15点満点）、4業務スケジュール（10点満点）がそれぞれ、最低基準（6割）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。なお、得点の第二順位以下の者も同様に最低基準（6割）に達していない場合は、受託候補者としない。
 - イ 得点が同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。
- (2) 審査結果の公表
契約の締結後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、公益財団法人広島観光コンベンションビューローホームページで公表する。

9 契約の方法

- (1) 最優秀提案者として特定された者と見積合わせを実施のうえ、随意契約をする。
- (2) 契約保証金
契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に公益財団法人広島観光コンベンションビューローを被保険者とす

る履行保証保険を締結し、その旨を前記2(5)に提出した場合

- イ 過去2年間に国、地方公共団体又は公益財団法人広島観光コンベンションビューローと種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (3) 最優秀提案者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として特定し、見積合わせのうえ、随意契約する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに次順位の者を最優秀提案者として特定し、見積合わせを実施のうえ、随意契約する。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

- (1) 提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、最優秀提案者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 問合せ先

前記2(5)と同じ